

4.13 自然とのふれあいの場

(1) 現況調査

1) 調査内容

① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

調査項目は、自然とのふれあいの場の分布及び周辺環境等の状況とする。

② 自然とのふれあいの場の利用状況

調査項目は、自然とのふれあいの場の利用状況とする。

③ 自然とのふれあいの場の交通手段の状況

調査項目は、自然とのふれあいの場への主な交通手段、交通手段の経路周辺の環境条件とする。

④ その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、周辺地域の土地利用の状況、交通網の状況とする。

2) 調査方法

① 既存資料調査

自然とのふれあいの場の分布、利用状況、自然とのふれあいの場への主な交通手段、周辺地域の土地利用の状況及び交通網の状況については、観光ガイドや地形図等の既存資料を整理する。

② 現地調査

(ア) 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

現地踏査により、自然とのふれあいの場の利用範囲、構成要素（自然、利用施設）の内容・特性、背景となる周辺環境の状況を確認し、記録・整理する。

(イ) 自然とのふれあいの場の利用状況

現地踏査により、自然とのふれあいの場の利用状況を確認し、記録・整理する。

(ウ) 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

現地踏査により、自然とのふれあいの場への主な交通手段の経路周辺の環境条件を確認し、記録・整理する。

3) 調査地域・地点

① 既存資料調査

調査地域は、計画地及びアクセス道路の境界から 1km 程度の範囲を目安とする。

② 現地調査

調査地域・地点は、計画地及びアクセス道路の境界から 1km 程度の範囲を目安とする。

調査地点は、表 4.13-1 及び図 4.13-1 に示すとおり、計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲にあるふれあいの活動の場、又は 1km 程度の範囲で、工事用車両及び関連車両の主要な走行経路が、自然とのふれあいの活動の場への利用経路となっていると考えられる地点とする。

表 4.13-1 自然とのふれあいの場調査地点

番号	名称	計画地からの方角	計画地敷地境界からの距離	計画地及びアクセス道路の境界からの距離
1	石川川の河津桜	南	約 0～900m	約 0～600m
2	ウォーキングコース (西側版 A コース)の一部	北	約 100～200m	約 100～200m
3	川田谷こどもの森 ・川田谷栗原市民緑地	南東	約 100～400m	約 100～200m
4	城山公園	南	約 850～1,200m	約 400～800m

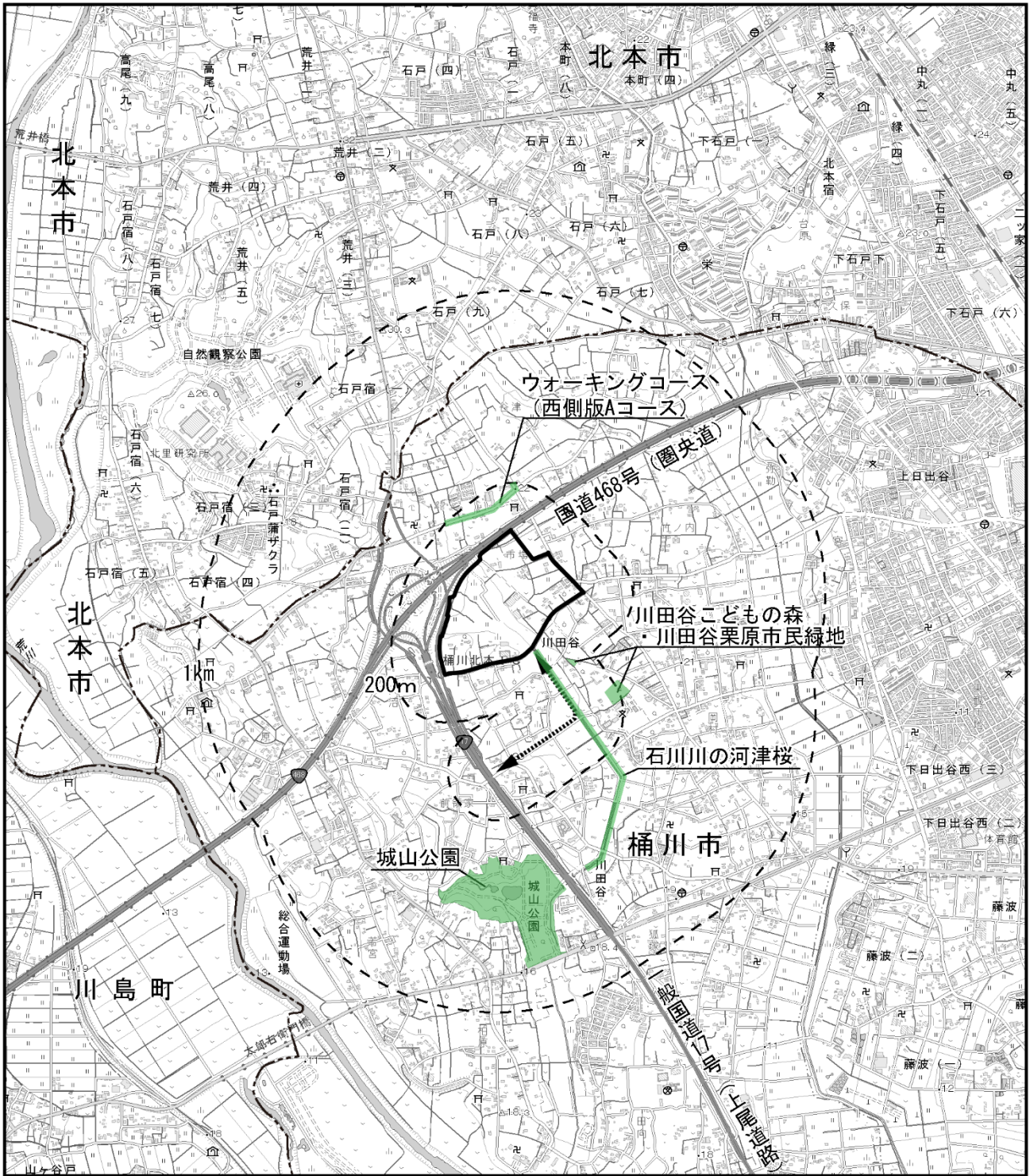
4) 調査期間・頻度

① 既存資料調査

調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

② 現地調査

調査期間・頻度は、4 季各 1 回とする。

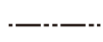


この地図は「電子地形図25000」（令和4年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例



計画地



市町界



アクセス道路



自然とのふれあいの場の調査地点



計画地及びアクセス道路の境界から200m及び1kmの範囲

図 4.13-1 自然とのふれあいの場の調査地点

1 : 25,000

0 250 500 750m



(2) 予測

1) 予測内容

① 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

予測項目は、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の障害のおそれの有無及びその程度とする。

② 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

予測項目は、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の障害のおそれの有無及びその程度とする。

2) 予測方法

① 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

工事計画及び工事中の他の項目の予測結果を基に、自然とのふれあいの場の利用環境の変化、交通手段の障害のおそれを定性的に予測する。

② 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

事業計画及び供用時の他の項目の予測結果を基に、自然とのふれあいの場の利用環境の変化、交通手段の障害のおそれを定性的に予測する。

3) 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

4) 予測時期等

① 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

工事中とする。

② 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

供用後の事業活動が定常状態に達した時期とする。

(3) 評価

1) 評価方法

自然とのふれあいの場への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や桶川市が環境基本計画等により定めた自然とのふれあいの場の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

2) 環境の保全に関する配慮方針

① 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

- ・ 資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないように配慮する。
- ・ 計画地内に公園・緑地等を整備する。

② 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

- ・ 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。